

東陽英朝伝考異

滝田英二

戦後の十数年間に、端なくも禅籍に親しむようになった私は、長年月に亘って度々の禍乱に遭遇しながら、尚遺存する書冊の豊富さに、今更感嘆せざるを得なかつた。その間私の触目せるものは、考究目的の關係上、もとより九牛の一毛に過ぎなかつたのであろうが、たまたま東陽英朝の伝歴に就て、従来先学が説述し來つた所に、小異を感ずるような文字に逢着する事があつたのである。それらは恐らく、宗門内の有識に取つては、既に熟知に屬する事だつたのかも知れない。然し門外漢の側よりするならば、なお無下に黙過し難いようにも思われたので、ここに卑見を披瀝しようとした次第である。

I

応仁の大乱は、日峰宗舜の苦心經營に始まつた法山の
中興を、容赦なく撃砕した。『妙心寺記』に、「兵火連
月、一日凶虜大襲山門、破堂舎屠林丘、倏忽間寺

成曠墟矣」と伝えるが如く、夕雲雀飛び立つ一面の焦土を眺めては、関山の児孫に非ずとも、等しく落涙を禁じ得なかつたであろう。それにも拘らず、この時丹波八木の竜興寺に在つた、一派の首領雪江宗深は、「聞華園廢、莞爾而笑且謂衆言、二三子勿歎焉、是細事也（中略）興廢有時、華園不復春也乎」と、既に心中期する所があつたという。けれど細川氏の法城外護に就て、深く信ずるものがあつたものと思う。果せる哉、妙心寺の再建は、着々実を結んで行つた。竜宝山の『春浦録』に、

妙心禅寺落成矣野釈過訪日矢野偈奉呈竜安堂頭和尚貌傍以展賀忱云 哄堂惟禱

燕賀今見大夏新一 作家宗匠活機輪

一荃草現法王刹 万古花園不老春

と見える。「大夏」とある所より推考し、此は「花園遺臭録」所掲の、「方丈上梁銘」の年紀、「文明九年丁酉五

月十二日」以後、翌十年二月に行われた、授翁百年忌に至る間の事に考定されようか。ここにいう「菴安堂頭和尚」は、勿論雪江なるべく、「依然として正法山主たる名義を失わなかった」ようではあるが、(妙心寺史) 個人的には、菴安堂頭和尚で通っていた様子が知られるわけである。

然しながら、当年の山内堂塔の詳細な景觀に就ては、抛るべき文献の存する事を聞いていないし、兎も角、百廢咸興という状態までには、立到らなかつたに相違ない。又たとい再興された建物にしても、其処にはおのずから、輕重賓主の差が見られた事と思う。この事は、『雪江録』所掲の、東陽の手に成つた

呈瑞菴悟溪和尚

正法山頭三祖師之塔品立而衡梅院独未_レ搆_二饗堂_一晨香夕灯風吹日炙者半紀矣明年当_二七周忌_一亦恐使_二人白地_一 柱拜_一也 (下略)

の勸化状に、文明十八年六月に示寂した、雪江その人の塔にさえ、昭堂を見ざるもの、既に数年に及んだといえるに徴しても、その情景を髣髴するに苦しくないのである。

所で、この東陽の勸化状が、実は私の関心事の一つなのである。

この一文は、『雪江録』の附載の体裁と辞句から判断して、同録の刊行された明和二年(一七六五)より早く、宝永六年(一七〇九)に上梓されている『少林無孔笛』から、そっくり転載されたものと考えられ、両者を比較するに全く同一文である。然しながら、『無孔笛』よりも更に早く、寛永十六年(一六三九)に作成された、大興心宗禪師「旧刊行状」(「虎穴録」収載)に引く所のもは、その一部分だけではあるけれども、引用の原典を異にしたと見られるものである。

東陽禪師曰衡梅院独未_レ構_二昭堂_一明年当_二七周忌_一愚_レ熟_レ思_レ之_レ開_二山中興_一而塔共是瑞菴堂頭法兄大禪師曾_レ攸_レ作_レ新也然_レ今先師一塔何不_レ顧_レ恋_レ也耶不可_レ不_レ勸_レ發_レ者乎遙_レ垂_レ高_レ鑒_レ特_レ出_レ隻_レ手_レ庶_レ幾_レ乎

然るに、『東海鉄崑崙』なる一冊子―此は偈集の名であつて、その意味は、往昔州人指して曰える所の「犬山会下」、即ち瑞泉道場の、偈頌集の謂であらうと思われ。題名の由つて来る所以のものは、開山日峰宗舜の、「奇哉東海鉄崑崙、建化門中称_二三尊_一、誰識老婆心切処、鴛鴦綉出_二証_一兒孫_一」にあり、それがまた人の知る、義天玄承の、「并_二吞_一東海鉄崑崙、刹界三千一等昏」に続くのである。なおこの本には、「天文十八稔己酉八月十三日東林南欄下_二朱点_一了矣」の識語が存している。――

の中に、「旧刊行状」の引用原典に、略々相当する全文が載せてあるのである。

○正法山頭三祖師之塔品立而衡梅明塔未營_レ昭堂_二晨香夕灯風吹日炙者半_二紀于茲_一矣明年当_二七周忌_一亦恐使_二人白地炷拜_一也劣弟薄福住山百計無_レ補每_二瞻礼_一自以愧赧而已_レ熟思_レ之開山中興_レ兩塔共是瑞菴堂上大和尚_レ所_二作新_一也然_レ今先師一塔蓋_二顧恋_一也耶蓋鐘之在於_二筍廬_一必待_レ撞鳴焉不可_レ不_レ勸_レ發_レ者乎仍賦_二小偈_一呈_二上_一 猊床下_レ俯望遙垂_二高鑿_一特出一_レ隻手_二庶幾_一乎一茎草上忽現_二瓊樓玉殿_一也_二不_二亦盛哉_一 懇求示教 英朝九拜

梅陽一塔聳_二雲端_一 無_レ殿無_レ廊香火寒

業債難_レ償七年夢 止啼黃葉掃_レ堦看

猪兒年小春如意珠日

これには題など付いてはいないし、又無いのが当然であるろう。

「明年」「七周忌」とあり、又「半紀」——六年——とある事から、雪江遷化の文明十八年（一四八六）から数えて、延徳三年（一四九一）の所作である事は、従前認定されたのであるけれども、茲に「猪兒年小春」と見える事により、辛亥年—延徳三年—十月の事だったと一層はつきりするのである。なおこの状の書きぶりからは、どう

も悟深宗頓に宛てて、書かれたものではないように思われる。というよりも、寧ろ悟深に對し送られたものには、ことさら「瑞菴法兄禪師」と、書き替えてあったものであろう。

この延徳三年十月に、東陽が一体何処に在って、この状を書いたのかを、問題に取上げてみようと思うのである。

之より先、東陽が、文明十七年（一四八五）、花園の堆雲菴に入住したと認められる事は、「少林無孔笛」の「住_二堆雲菴_一語_二文明十七年_一己巳」の文字によって、改めて論議する必要も無い。また、翌十八年（一四八六）に就ても、六月二日に入寂した衡梅雪江老師に關し、「雪江先師忌」とある拈香法語が、「堆雲菴語」の中に置かれていて、それに、「珍重梅陽三尺土、活_二埋洋嶼罵天翁_一」と言っている以上、掩土を指せる偈と見て然るべく、更には、自分の撰した雪江「行状」にも、（雪江録附載）

（上略）諸徒以_二遺命_一奉_二全身_一瘞_二於正法山西南衡梅院之塔_一嗣_二師法_一者大心景川隆和尚瑞菴悟深頓和尚菴潭特芳傑和尚堆雲英朝四人也

と記しているから、引続き堆雲に住せるものと認められるのである。

所が、翌長享元年（一四八七）の事になると、全然手掛

りが無い。そして突如、翌々「長享戊申之秋解_ニ竜興印_一而問_ニ居于堆雲_一矣中秋云臨_レ衆或請_ニ和_一月垂示_ニ漫作_一一偈_レ代之_レ之_一という、「今夜堆雲三五月、非_レ禪非_レ道自清奇」が伝えられるので、(無孔笛)この間竜興に潜んだものと考えられるの外はなく、当然また、「今歳戊申灯夕雪晴樹首座飄然有_ニ省動志_一米山無物可_レ聽聊用_ニ祖師旧韻_一以壮_ニ行色_一云」の一偈は、帰菴に先立つ同年春、米山に於てのものと思われる。

かくして再度堆雲に入住後の、翌長享三年(一四八九)

一八月改元延徳一に就ては、「堆雲菴語」の「示衆」の、

「將謂江山入_ニ戰鬪_一、元來日月低_ニ秦樹_一」云々の末尾に、
「于時右大将義尚公卒大軍討_ニ佐佐木六角於江州_一六角出奔」との註記が見えるので、

將軍義尚が、近江鈎の御陣に卒した三月過ぎまでは、確かに住庵したものである。そして、八朔に至り、師兄特芳禪傑退去の後を承け、終に法山に晋む事になったと、一般に考えられているようである。(妙心寺史・妙心寺六百年史)

住山録の類を披見したことの無い私には、東陽の妙心晋住の正確な日時を、そうした傍証に依つて確かめる事は出来ないのであるが、それにしても、夙く「侍者某等編輯」にかかり、大春元貞の「幾乎二十霜」に垂んとする、「按定」を経た「少林無孔笛」が、どうして法山入

住というような格別の日時に就て、之を明記しなかったのかと考えると、傍証の存否自体にも、疑いが無いではない。そこで、脚下を見直す事によって、もう一度法山入住の時期を、考えてみようと思ふのである。

「少林無孔笛」の「妙心禪寺語」の、法語の配置を子細に討査すると、先ず入院の諸法語の後、「開爐」の示衆に初まつて「臘旦」までの語があり、次に「五月一日」から「冬至上堂」までがあつて、そして、「師因_レ思_レ教不_レ下_レ帽而祝_ニ聖上堂_一」に続いている事が分る。で之を、

「東海鉄崑崙」所載の、

微笑待真見百丈適值_ニ祖忌_一之初頗嘆_ニ無供養_一遂自拔_レ貧設_ニ白粥_一堂_ニ其志可_レ親矣前_ニ五日者人日也曾袖_ニ香并偈_一來_ニ於室中_一告以_ニ先人七周之辰_一也然余春來_ニ漱_レ特甚不能_レ輒和_一焉因循至_レ此不_レ獲_レ默心_ニ激勵_一依_レ韻者一章併以謝_ニ厥玉誠_一云_レ爾

一念阿僧祇劫灰 刀山劍樹喝成埃

等閑拈得七年夢 写作_ニ小詩_一回_ニ向梅_一

延徳壬子春王正月十二 東陽

見公侍者吐_ニ露胸中_一五逆_一以報_ニ郎罷之思_一于_レ昔人日也(時)簷外落梅自然飄_ニ雪若認_ニ為_ニ返魂香_一則錯_レ了也

の一文に照応すると、延徳壬子四年(一四九二)の年朝に当り、東陽が激しい咳嗽に悩んでいた事実が、よく符合

するのである。然らばこの異例の、著帽祝聖の年から逆算して、前々年、即ち延徳二年の、開爐一十月一日以前に、彼が入山したという事も、此に到って瞭然たるものがあると思うが如何であろう。

『妙心寺史』に、「英朝が衡梅院に塔主たる時、師（悟溪）にこの工事を勧誘した一文がある」と、記している真意に關しては、洵に了解に苦しむ所である。先師の小祥忌大祥忌に、際会した筈の一兩年さえ、確かに米山の竜興寺に過したと見える東陽が、「明応七年戊午四月」方丈上棟（雪江録）以前の、手狭さが想われる衡梅院に、守塔比丘として起居した時が、あつたというのであろうか。兎もあれその事は、今私の取上げて、当面の問題の解答には、さして関りはないものと思う。即ち、私ほどこまでも、東陽は延徳二年、（一四九〇）法山に入山したのであつて、在任二年目の亥の年十月に、正法山住持として、勸化状を發したものと信ずるからである。

序を以て附記するに、東陽が先の見公侍真に与えた偈だけは、『無孔笛』にも、「春日和某人七周忌韻」の題下に見えるので、之によつて「歴歳勤劳」の校定者等も、終に詩序の存する事を知らなかつたことが想像される。また勸化状に答えた、「金宝堂上大和尚」「竜光堂頭」、並びに「梅菴漆桶老人」に対する謝礼の偈が、こ

れ亦「無孔笛」と「雪江録」とに掲げてあるが、梅庵老人万里周九に對し、「去冬梅菴漆桶老人觀ニ余化縁小偈於金宝山中ニ輒和ニ一章」といえるものに就ては、幸い「梅花無尽蔵」に、

欽奉_レ寄_ニ妙心堂上師嚴押_ニ祝_ニ慶祖塔之輪奐_ニ兼錄_ニ呈
瑞竜大和尚猊側_ニ伏希_ニ鴻慈改削_ニ妙心東陽
瑞竜悟溪

建立門頭設_ニ話端_ニ雷槌交_レ響斧斤寒

当陽斷_ニ出須弥杜_ニ百万人天合掌看
と記載されている。

II

東陽は「明応元年壬子師時六十五歳十月某日在_ニ妙心養源院_ニ受_レ請以_ニ三十一月二十八日_ニ、濃州賀茂郡八百津の不二庵に入つた。（無孔笛）後の大仙寺である。然るにいくばくもなく、州の牧、土岐成頼が、山県郡三輪の地に、定慧寺を創して迎請した為、更にこれに入住する事となつた。

定慧寺創立の年時は、『妙心寺史』にも、特に明記はしていないが、「定慧寺創立の翌年六月三日、成頼は八十八歳を以て」卒したとしてるので、後出の『妙心寺六百年史』にも、恐らく「無孔笛」所収の、「瑞竜寺殿」の「真儀贊」に見える、「明応六年」の文字から推考し

たのであろう、その東陽の略年譜に、紀元「二一五六—明応五年—美濃定慧寺開祖」となると記している。

東陽は果して、瑞竜寺殿卒去の前年である、明応五年（一四九六）に、定慧寺に入ったのであろうか。これが私の第二に問題として、取上げようとするものである。

さて、上記「真儀贊」にも、詳しくは「明応六年嗟夫何時丁巳四月大事了畢（中略）劫石設磔真儀長吉」と見えている以上、『妙心寺史』の「六月三日」が、明らかに四月三日の誤植であるらしいという事は、『土岐系図』の

次郎美濃守左京大夫

成頼

將軍家拜賀之時供奉後陳明応六年丁巳四月三日卒。
法名宗安。号瑞竜寺。道号國文。

を挙げるまでもないであろう。兎も角成頼が、明応六年（一四九七）に卒した点に就ては首肯出来る。けれども、それが「定慧寺創立の翌年」であったと主張し得る証拠は、一体何処に存するのであろうか。

ここに私は、「寛永三年仲呂上旬」、「中島久兵衛刊」にかかる、活字本『新編江湖風月集略註』の跋記を提起する。理由は、この『略註』が、実は東陽の附註本であるからである。

（上略）予歸老于岐山下。明応三年癸丑之秋依茶話

（中略）目商略而猶未了文龜三年癸亥之冬於少林野寺。重共切磋遂以終之玉本無瑕影。文喪徳鳥呼重々敗闕了也

東陽叟跋

文辭に、小錯誤があると思われる事に就ては、後に触れるとして、何よりも「歸老于岐山下」の字句に着目されたいと思う。此処に見える「岐山」という表現は、疑いもなく「岐陽」の山岳との意を表した中華風の雅辭であろうけれど、さすが土岐氏の出身であっただけに、東陽はこの「岐山」の文字を以て、微妙に「岐阜」と使いつけているのである。即ち彼は、「岐山」なる文字も、又「岐阜」の文字も、常に限定したものに就てだけ、使用しておつたと見えるのである。

『少林無孔笛』の「住濃州法雲山定慧禪寺一語」に依り検討してみると、先ず「謝語開堂」に、

更惟兩員座元禪師或瘦。尽黃蘗七尺身。宏開金粟方丈室。或毋必真正見解。自然蘊藉風流。會言岐山九苞有。待禹門一躍。

と見え、続く「元旦上堂」にも、

叉手云玉積。臘前雪。花含。天下春。岐山鳳凰瑞先応。太平辰。

と見え、「冬節示衆」を置いた「歳旦上堂」にも、亦

古公岐下旧山河。一樹棠陰添。閏多仏法新年無。別事。金

衣緩奏太平歌明応五年丙辰
二月有間
と見えている。

又、「無孔笛」の偈頌に就て調べても、「法山寓懷」に次いで、不二庵での作と思われる、「菴居偶作」、「偶題二首」のあるその後、

岐下偶作

三國山河是故郷物移星換似_二殊方_一担夫爾汝漁争_レ席露
柱呵呵笑一場

が見えるのである。

之に対する一方の「岐阜」に就ての事例―「無孔笛」に三ヶ所ほど見える―は、今ここに一々挙示しないが、「岐山下」乃至「岐下」の指す所が、一に定慧寺の所在であったという事は、最早知られた事であろう。然るに、既述の通り、「定慧禪寺語」の法語の配列に着眼してみると、「二月有_レ閏」の明応五年（二四九六）「歳旦」から逆算して行けば、前々年と覚しき同三年（二四九四）の某月某日に、東陽は入住したものと考えられるのである。又「住_三不_二菴_一語」を参考しても、「十一節時六十五歳」の「入菴」に初まって、「山僧今年六十六」の、「歳旦_三示衆」に終っているのである。

こう考えて来ると、先の『風月集略註』に、「帰_二老干岐山下_一明応三年癸丑之秋依_三茶話_一目商略而猶未了_レ」、

ために後年、新加納の少林寺に於て推蔽を加え、終に成
功し畢つたと語っている事も、成る程とよく納得出来る
ではないか。又、『正法山六祖伝』併収の『妙心寺記』
跋文に、

明応五年丙辰春王正月日嗣法小師英朝柱香百拜謹書_二
于岐山下_一

とあるものも、亦きこそと理解出来るではないか。

些事ながら、言及しておいた『略註』の文字の誤に就
ては、一見如何にも「三年」の「三」の字が、二の字の
誤であったかに思われる事であるけれども、「無孔笛」
の偈頌、「達磨忌」の項に目をやると、「明応二年癸
丑不二菴」と
註記した一偈がすぐに見あたる。達磨忌は十月五日、即
ち当時の習俗上からは冬なので、「明応二年癸丑」の冬
に、東陽がまだ不二庵にいた事が知られるわけである。
彼はその後、岐山下へ帰老したのであるから、風月集
の「商略」も、「三年」甲寅「之秋」だったというなら
領けても、遡つた二年「癸丑之秋」では絶対あり得な
い。随つて、「三年」の文字は、そのまま正しいもの
と考えられ、「癸丑」の方が甲寅の誤であるとされねば
ならないので、誤の起因はたまたま干支を忘却していた
老和尚の、まさしく「敗闕」であったものと、私考して
いるのである。

以上考察の結果として、私の言わんとするものは、東陽は明応三年、(一四九四)土岐成頼の草創した、定慧寺に入ったという事である。又それ故に、それは成頼卒去の、三年前の事であったのである。